

【事業者用】古物商許可・コンプライアンス確認シート

貴社の事業が「古物営業法」を遵守できているかセルフチェックしましょう。

1. 取引物品の「古物」判定

以下のいずれかに該当する場合、その取引には古物商許可が必要です。

- ☐ 中古品：一度でも使用された物品を買い取って販売している。
- ☐ 新古品：個人や他社が小売店から購入した「未使用品」を買い取って販売している。
- ☐ リペア品：買い取った中古品に修理・清掃（幾分の手入れ）を施して販売している。
- ☐ 部品販売：中古品を解体し、パーツとして再販している。

2. 許可不要ケース（除外項目）

以下の取引のみを行う場合は、古物商許可は不要です。

- ☐ 自社使用品：自社で業務に使用していた備品や車両を売却する。
- ☐ 一次流通：メーカーや卸業者から直接「新品」として仕入れている。
- ☐ 消費・消耗品：食品、酒類、化粧品、医薬品、サプリメントの取り扱い。
【実務注釈】これらは「使うとなくなるもの」のため盗品流出リスクが低く対象外です。ただし、骨董的価値のある中古化粧品等を扱う場合は「道具類」に該当する可能性があります。
- ☐ 加工品（リメイク品）：原型を留めないほど加工し、用途を変化させた。
【実務注釈】「着物を日傘にする」等の用途変更は許可不要ですが、「ボタン付け替え」「塗装」等の修繕は「幾分の手入れ」と見なされ、古物商許可が必要です。

3. 変更届・適正管理のチェック

以下の変更があった際、期限内（通常14日以内）に変更届を提出していますか？

- ☐ 品目追加：届け出た品目以外の古物を扱っていないか。
- ☐ 役員変更：法人役員の就任・退任・住所変更があったか。
- ☐ 営業所変更：営業所の移転や名称変更があったか。
- ☐ URL変更：ネット取引を行う自社サイトや出品ページのURLを登録しているか。

4. 欠格事由の確認（役員・管理者全員）

- ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ているか。

- ☐ 過去5年以内に窃盗、背任、古物営業法違反等による罰金刑以上の刑歴がないか。
- ☐ 反社会的勢力(暴力団員等)との関わりがないか。

【実務担当者様へ】

無許可営業や変更届の失念は、企業の社会的信用を大きく損なうリスクがあります。特に取扱品目の拡大時には、必ず管轄警察署への届出を忘れないようにしてください。